

第一 費用金額を會社側に於て負担すること
 第二 費用金額を會社側に於て負担すること
 第三 費用金額を會社側に於て負担すること
 第四 費用金額を會社側に於て負担すること
 第五 費用金額を會社側に於て負担すること
 第六 費用金額を會社側に於て負担すること
 第七 費用金額を會社側に於て負担すること
 第八 費用金額を會社側に於て負担すること
 第九 費用金額を會社側に於て負担すること
 第十 費用金額を會社側に於て負担すること

第一 費用金額を會社側に於て負担すること
 第二 費用金額を會社側に於て負担すること
 第三 費用金額を會社側に於て負担すること
 第四 費用金額を會社側に於て負担すること
 第五 費用金額を會社側に於て負担すること
 第六 費用金額を會社側に於て負担すること
 第七 費用金額を會社側に於て負担すること
 第八 費用金額を會社側に於て負担すること
 第九 費用金額を會社側に於て負担すること
 第十 費用金額を會社側に於て負担すること

第一 費用金額を會社側に於て負担すること
 第二 費用金額を會社側に於て負担すること
 第三 費用金額を會社側に於て負担すること
 第四 費用金額を會社側に於て負担すること
 第五 費用金額を會社側に於て負担すること
 第六 費用金額を會社側に於て負担すること
 第七 費用金額を會社側に於て負担すること
 第八 費用金額を會社側に於て負担すること
 第九 費用金額を會社側に於て負担すること
 第十 費用金額を會社側に於て負担すること

第一 費用金額を會社側に於て負担すること
 第二 費用金額を會社側に於て負担すること
 第三 費用金額を會社側に於て負担すること
 第四 費用金額を會社側に於て負担すること
 第五 費用金額を會社側に於て負担すること
 第六 費用金額を會社側に於て負担すること
 第七 費用金額を會社側に於て負担すること
 第八 費用金額を會社側に於て負担すること
 第九 費用金額を會社側に於て負担すること
 第十 費用金額を會社側に於て負担すること

決を求む

大正十五年五月三日

横濱工場職工一同

榎本工場長殿